

# 令和6年度福島県入札制度等監視委員会の意見聴取について

## 第1 入札・契約制度に関する課題

聴取団体：一般社団法人福島県建設業協会

### 1 入札・契約制度全般について

県の入札・契約制度全般について、協会として、日頃感じていることや課題と捉えていることについて伺います。

#### (1) 品確法における入札制度について

令和6年6月に、建設業法、入契法、品確法（いわゆる第三次担い手3法）が一体的に改正され、このうち「公共工事の品質確保の促進に関する法律」においては、公共工事の品質確保の観点から、以下のように規定されております。

（第3条第2項）＜基本理念＞

公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が工事等（工事及び調査等をいう。以下同じ。）の受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することに鑑み、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。

（第3条第8項）＜同＞

公共工事の品質は、地域において災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に行われるよう、地域の実情を踏まえ地域における公共工事の品質確保の担い手が育成され及び確保されるとともに、災害応急対策又は災害復旧に関する工事等が迅速かつ円滑に実施される体制が整備されることにより、将来にわたり確保されなければならない。

（第12条）＜競争参加者の技術的能力の審査＞

発注者は、その発注に係る公共工事等の契約につき競争に付するときは、競争に参加しようとする者について、工事等の経験、施工状況等の評価、当該公共工事等に配置が予定される技術者の経験又は有する資格その他競争に参加しようとする者の技術的能力に関する事項を審査しなければならない。

つまり、公共調達の手段である入札制度は、透明性や公平性、競争性が求められるのは当然ですが、落札者の選定にあたっては、工事成果物が竣工検査後も末永く安心して利用できる「品質」が確保されることが大前提です。

この観点から、入札制度では、企業をその経営力や技術力によりランク付けし、参加できる入札価格を限定するとともに、総合評価制度においては、企業や技術者の技術力や、企業の地域貢献度等を厳密に査定し、金額のみによらない審査を行うことにより落札者を決定しております。発注者は常に現在の入札制度が「品質の確保」を達成できているか慎重に判断しながら、制度の運営を図らなければなりません。

当協会としては、このような品確法に基づく観点を踏まえ、現在の入札制度の課題について、意見を申し述べます。

## (2) 企業の地域貢献度や技術力に対する適切な評価について

公共工事の入札制度においては、品確法第3条第8項の理念に基づき、常日頃より社会資本の維持管理や災害対応に尽力し、技術力を高めている建設業者に対し積極的に参加機会を与えることで、「公共工事の品質確保の担い手」の育成・確保を図るものでなくてはなりません。

このため、地方自治体の入札制度においては、施設管理や公共調達を円滑化するため、自治体自身が管理する施設の維持管理や災害対応の実績を評価対象とするのが一般的ですが、福島県の入札制度では、県施設の維持管理や災害対応の実績と国・市町村施設に関する実績の差別化が十分ではないため、県施設の維持管理等を担う企業自らが管理する施設目の前の工事を落札できず、存続が危ぶまれる状況が生じており、将来県管理施設の管理に支障が及ぶ状況も懸念されるところです。また、指名競争入札では格付け等級を考慮しない指名選定が行われるなど、企業の技術力に対する評価も十分ではありません。県施設の維持管理等に対する貢献度や技術力を十分に評価し、福島県の施設管理や公共調達の円滑化を図ることのできる入札制度にすべきです。

また、「福島県建設工事等請負有資格業者名簿」における等級（格付け）は長期間見直されておらず、ランクごとの企業数に著しい偏りが生じており、格付けの意義が希薄となるとともに、大幅に増加しているAランクの企業間では実力に大きな隔たりがある企業同士の過当競争が生じるとともに、Aランクにふさわしくない企業が高い技術力を要求される工事を落札し、品質確保に懸念が生じる事態が生じています。一方で、数が減少しているBランク以下においては競争性が損なわれるなどの弊害が生じており、格付けにふさわしい適切な見直しが必要であると考えております。

以上より、品確法の基本理念に基づき、福島県が行う公共工事の品質確保の担い手を育成し、将来にわたり県民の安全・安心が確保できるよう、以下の通り要望します。

- 1 福島県の入札制度においては、地域の守り手として県施設の維持管理業務や災害対応を担い、日頃から災害への備えや技術力研鑽に努めている企業の適正な評価に努めていただきたい。
- 2 現在の福島県の建設工事等請負有資格業者名簿における格付け等級では、Aランクの企業数が震災前より大幅に増加し、Bランク以下の企業数が減少するなどランクごとの企業数に著しい偏りが生じ、工事の品質確保に懸念が生じているばかりでなく、公正な競争環境を阻害しかねない状況となっているため、早急に格付けを見直していただきたい。
- 3 地元企業が不在、あるいは少ない地域においては、地域の安全・安心を担う地元建設業の存続が必要不可欠であり、今後、担い手確保がさらに深刻化することも踏まえ、競争性を重視するだけでなく、地元企業が安定的に経営できる透明性のある入札制度にしていただきたい。
- 4 今年度から試験的に実施されている一抜け方式の運用にあたっては、地域の守り手として地域に貢献している企業の経営に悪影響を及ぼさないよう、どのような工

事に適用するかを明確にしたうえで、地域要件や近傍の工事实績、企業の技術力や手持ち工事量等に十分配慮しながら運用するものとし、詳細な運用指針や運用開始の時期等については、試験実施の結果や業界の意見を十分踏まえたうえで慎重に判断していただきたい。

### (3) 建設企業の働き方改革の推進や適正利潤の確保について

地域の建設企業が「給料が良い、休暇が取れる、希望が持てる」新3Kを実現させ、担い手を確保し、安定的な経営を可能にしていくには、設計額の引き上げや施工時期の平準化を一層促進していく必要があります、以下のとおり要望いたします。

- 5 適正利潤の確保を規定した品確法に基づき、工事現場の実情を踏まえた積算による適正な予定価格を設定するとともに、ダンピング受注の防止を図るため最低制限価格、低入札の失格基準、調査基準価格を引き上げていただきたい。
- 6 働き方改革の推進や適正利潤の確保の観点から、工事の内容や地域の実情等を踏まえた適正な工期を設定するとともに、これまで以上に入札時期の集中を緩和し、発注時期や工事施工時期の平準化に努めていただきたい。

### (4) 入札手続きの改善について

昨年度から、標準型、簡易型、特別簡易型における質問書の受付期間が従来の5日から6日に延長され、橋りょう上部工事やトンネル工事など多数の質問が予想される工事は質問期間が延長されることになりました。

一方で、今年度からの罰則付き時間外労働規制の本格適用に伴い、工事の見積書を作成するための超過勤務についても厳しく抑制しなければならず、質問書受付期間のさらなる延長が必要です。

また、現在の電子入札システムでは落札結果に落札企業名が記載されておらず落札結果は発注機関に出向き確認する必要があります企業負担になっています。

加えて、現在入札公告時に公表している見積単価内訳書はエクセル及びPDF形式いずれかの様式となっていますが、会社によって異なる積算ソフトに適合させるためのデータの変換に手間がかかり、積算が長時間化する要因となっています。

よって、以下の通り要望いたします。

- 7 罰則付き時間外労働規制の適用に対応し、超過勤務を抑制するため、標準型及び簡易型などの大規模な工事や、工種が複雑な工事においては、公告から質問書提出までの期間を10日程度確保していただきたい。
- 8 落札結果については、落札候補者等についてホームページ上で遅滞なく公表していただきたい。
- 9 入札公告時に公表する見積単価内訳書については、積算に必要なデータ変換等に要する労力を低減するため、エクセルとPDF形式の両方での公表をお願いしたい。

## 2 総合評価方式について

県の総合評価方式について、評価項目や配点、評価基準等について、意見がありましたら伺います。

### (1) 維持補修業務や災害対応に係る評価方法について

当協会では、県施設の管理は高い技術力や機動力を必要とし、業務の負担が大きいことから、災害時の出勤実績や災害応援協定締結、除雪、維持補修業務の実績評価については会員企業だけでなくすべての企業を対象に、県施設の実績のみを評価するよう訴えてまいりました。

県ではこの意見を踏まえ、令和5年度より県施設の維持補修等の実績に対し0.25点から0.5点加点を上乘せしていただいておりますが、県施設の維持補修等の実績のない企業が落札する割合に大きな変化はなく、この問題は依然として解消されていません。(資料1) この点数差では、県施設の管理を担っている企業の落札機会が減少している問題を解消できないことは明白です。このため、県施設の管理を担う企業に対する評価方法の更なる見直しをお願いします。

また、維持管理や災害対応の実績評価を発注箇所と同一市町村の実績に限定する、あるいは除雪と維持補修の実績を別々に評価するなど、企業の地域貢献度をきめ細かく評価するよう見直しをお願いします。

- 1 災害時の出勤実績または災害応援協定締結、並びに除雪、維持補修業務の実績の評価については、市町村施設に比べ業務の負担が大きく、高い技術力や機動力を必要とする県施設の管理を担っている企業の努力を正しく評価し、それらの企業の存続が図れるよう県施設の実績のみを評価していただきたい。

また、国や市町村施設の実績を評価する場合であっても、県施設の実績との点数差を現在の0.25～0.5点から1～2点程度に拡大し、県施設の管理業務を担う企業が安定的に工事を受注できるようにしていただきたい。

- 2 特別簡易型及び地域密着型方式による一般土木及び舗装工事の入札においては、企業の地域貢献度をよりきめ細かく評価するため、「災害時出勤実績または災害応援協定締結」及び「除雪・維持補修業務の実績」の評価を、発注箇所と同一市町村における実績等（支店の実績等を含む）のみを対象にしてください。
- 3 現在選択項目となっている、「災害時出勤実績または災害応援協定締結」及び「除雪・維持補修業務の実績」については必須項目とし、これらの項目の評価ウエイトを高くするとともに、除雪と維持補修を別々に評価するなど企業の地域貢献度をきめ細かく評価していただきたい。

### (2) 災害協定に対する評価方法について

災害対応に貢献した企業は地域貢献度の面で高く評価されるべきですが、近年の災害は局所的に甚大な被害をもたらす傾向があり、災害の発生頻度は地域によりばらつきが大きくなっています。災害対応の評価対象期間が3年程度ですと、近年災

害の少ない地域ではそれ以前の災害対応の実績は評価されません。地域貢献度に関する評価の差別化を図るうえでも、災害対応の評価対象期間を延長すべきです。

県と災害応援協定を締結している企業は、資材の備蓄や緊急時の体制整備等、常日頃から災害に備えており、警報が発令されれば会員企業は職員を多数待機させ即応できるよう準備しています。しかし加点対象となる災害対応の出動は偶発性が高く、多くは加点につながらないのが現実です。しかし、このような事前の準備がなければいざという時に災害に対応できません。災害に即応できる体制を堅持するためにも、災害時応援協定締結の評価を引き上げるようお願いします。

また、令和元年の東日本台風のように、近年の災害は広域化や激甚化がさらに著しくなっており、当協会では「大規模災害における応急対策業務の広域的な支援に関する協定」に基づく災害対応が必要になった場合の備えとして、情報連絡網の整備や応急対策に必要な資材の備蓄などに取り組んでおりますので、一般的な災害協定とは別に、広域支援協定を締結している企業について上乗せ評価してくださいようお願いします。

令和4年度に県北地区、相双地区で連続して発生した鳥インフルエンザに対し、私たち建設業協会が総力を挙げて防疫対策に取り組んだ結果、概ね72時間以内に対応を完了し被害の拡大を防止することができました。しかし、この作業は時間的制約や身体的負担が多く想像以上に厳しいものであり、会員企業に大きな負担を強いるものでした。また、令和4年度の経験を教訓とし、県では事前の防疫対策の確認や防疫対策出動訓練を行っており、協定締結企業は無償で協力していますが、防疫対策出動を災害時出動実績の一つとみなす現制度はこのような企業の負担に見合うものとはなっていません。隣県の宮城県では昨年度から家畜伝染病に係る防疫対策に関する協定を締結している企業について、通常の災害協定とは別に総合評価による上乗せ加点を行っており、本県においても宮城県と同様な評価をお願いします。

加えて、BCPを策定し災害応援協定や防疫協定に備えている企業への評価をお願いします。

- 4 災害の発生頻度や規模は地域によって差が大きいため、現在「過去3年以内」としている評価対象期間を5年に延長していただきたい。
- 5 災害時応援協定締結企業は協定に基づき緊急時の連絡体制や災害支援物資の備蓄など、常に災害に備えていることから、災害時応援協定締結の評価点を災害時出動実績と同等の1.25～2.5点に引き上げていただきたい。
- 6 福島県と「大規模災害における応急対策業務の広域的な支援に関する協定」を締結し、平常時から大規模災害時の県内全域にわたる広域支援に備えている企業については一般的な災害応援協定締結とは別に評価、もしくは加点の上乗せを行っていただきたい。

- 7 福島県と「家畜伝染病における防疫対策業務に関する協定」を締結し、平常時から家畜伝染病の防疫対策業務に備えている企業については一般的な災害応援協定締結とは別に評価、もしくは加点の上乗せを行っていただきたい。
- 8 県との災害応援協定や防疫協定などに基づいて活動する企業は日頃からBCP（事業継続計画）に基づき常に対応ができるように備えており、BCP策定企業の加点評価をしていただきたい。

### （3）企業・配置予定技術者の技術力に対する評価

維持管理・補修業務の増大に伴い、これらの業務に携わる技術者の育成を目的に、産学官連携により運営している国認定の民間技術資格であるふくしまME（メンテナンス・エキスパート）は、認定開始から9年目を迎え、登竜門である基礎コース901名、高度な技術を求める上級資格である保全・防災コースは計189名の合格者を数え、県内のインフラメンテナンスを支える存在となっています。現在は、これらの資格保有者が在籍する企業に加点される制度になっていますが、資格保有者のさらなる活用を図るためには、工事に主任技術者として配置された場合に加点される仕組みが必要です。

現在の企業の工事成績の評価は、評価対象期間における直近の工事成績のみを対象にしておりますが、工事成績は単純なしゅんせつ工事など加点が得にくい工事もあり、工事の種類により有利不利が生じるため、直近の工事成績だけで企業の技術力を判断するのは正当な評価とは言えません。ある程度の期間の工事成績を勘案し加点する方式への見直しをお願いします。

配置予定技術者については、過去5年以内に80点以上の成績評定を得ていることが加点の条件となっていますが、工事同様に評定点数に段階を設けて加点評価し、配置予定技術者の技術力をきめ細かく評価していただくようお願いします。また、同種類工事の条件が厳しいため、若手技術者の登用を図る視点からも条件の緩和をお願いします。

- 9 社会資本の適切な維持補修や更新を担う技術者である「ふくしまME」のME保全コースやME防災コース資格保有者の活用を促すため、両コース資格保有者の技術力が活かせる工事の配置予定技術者とした場合には、加点評価していただきたい。
- 10 企業の工事成績に対する評価は、不良・不適格業者を排除するためにも、現在の評価対象期間における直近の工事成績評定ではなく、経営事項審査のデータや過去数年間における工事成績の平均値を用いるなど、企業の技術力を適正に評価する方法に改めていただきたい。
- 11 配置予定技術者の技術力を的確に評価に反映するため、工事成績評定の区分を「企業の技術力」における工事成績と同様に、85点以上、80点以上85点未満、75点以上80点未満の3段階に細分化していただきたい。

1 2 配置技術者の評価基準における「同種類似工事」の条件が、工種により厳しすぎるので、若手技術者の登用を図るためにも必要に応じ条件を緩和していただきたい。

#### (4) 入札参加者の所在地や本支店の取り扱いについて

より地域に根差した企業の安定経営の確保を図るため、工事施工個所と同一の市町村、及び同一の土木事務所管内に本店・準本店のある企業をより優遇していただくようお願いします。

また、最近の企業合併の進展や営業範囲の広域化は、本店、準本店及び支店間の競争の激化をもたらし、施設の維持管理体制にも影響を与えているため、落札状況等を注視しながら、本店、準本店及び支店の取り扱いについては今後とも不断の見直しを行っていただくようお願いします。

加えて、支店や営業所の場所により総合評価での加点が変わることから、支店や営業所に建設業法に定める専任技術者が常勤しているかどうか、必要に応じ確認を行うとともに、常勤が認められない場合は虚異申請として、建設業法に基づき厳正に対処していただくようお願いします。

1 3 復旧復興の進展に伴う建設投資の冷え込みの中で地域に根差した企業の安定経営確保を図るため、特別簡易型と地域密着型については、同一市町村及び同一土木事務所管内における本店・準本店の評価点を上乘せし、他地域に拠点を持つ企業との差別化を図っていただきたい。

1 4 「入札参加者の所在地」に対する評価については、昨年度から本店・準本店・支店等別により配点に差別化がなされているところであるが、委任の有無による支店・営業所配点が差別化されていないなどの課題も多く存在するため、本店を優先評価する基本的な考え方の下、制度見直しの効果を様々な観点からしっかりと検証のうえ、今後とも不断の見直しを行っていただきたい。

1 5 「入札参加の所在地」の評価対象となる支店、営業所については、建設業法で定める専任技術者の常勤がなされているか確認を行うとともに、常勤が認められない場合は虚異申請として建設業法に基づき厳正に対処していただきたい。

## (5) その他

(1) ～ (4) の他に、より良い総合評価制度に向けて、以下の通り要望します。

- 16 現在の総合評価種別区分が設定されてから10年以上が経過し、この間設計労務単価や資材単価の上昇に伴い工事単価は著しく上昇していることを踏まえ、総合評価種別ごとの上限金額の引き上げをお願いしたい。また、地域に密着した企業の育成のため、地域密着型の上限金額を3千万円未満から5千万円未満に引き上げていただきたい。
- 17 安全管理の項目については、国等が実施する安全管理表彰受賞が加点対象となっているが、国発注工事の受注が多い企業が有利になり不公平である。建設業労働災害防止協会など国が密接に関与する団体が実施する表彰の受賞や、安全教育に関するCPD取得、長期間の無事故実績等も評価対象に加えるなど、企業の安全管理の意欲をきめ細かく評価していただきたい。また、建築工事の安全管理には土木等工事との施工体制の違いもあり特有の技術と経験を要するため、建築工事については建築工事の安全管理表彰のみを対象としていただきたい。
- 18 現在の「地域社会に対する貢献度」評価には、普及が進んだ制度や一度取得すれば更新がない制度への加点がある。点数の固定化を防ぎ社会情勢の変化に対応するため、項目の見直しや整理統合を図っていただきたい。
- 19 平成20年度から始まった「福島県建設業新分野進出企業認定制度」は、震災前の建設需要の急激な冷え込みに伴う余剰労働力の雇用確保促進を目的としたものであり、建設需要が安定化する一方で人手不足が深刻化し、担い手確保が急務である現在の建設業の状況とは大きく乖離しているため、加点評価の対象から外していただきたい。
- 20 東日本大震災から13年が経過したことを踏まえ、「新卒者・離職者の雇用実績」や、「雇用の維持・確保」における東日本大震災による被災者等の雇用に関する上乘せ評価を終了していただきたい。
- 21 国においては、経過措置として令和7年度までは週休2日工事の実績を評価するとしている。県工事においても、週休2日工事が真に定着するまでの一定期間は週休2日工事の評価を継続していただきたい。また、公共建築工事の発注数が少ないため、建築工事については週休2日工事の実績評価期間を1年から2年に延長していただきたい。
- 22 ICT活用工事における加点対象は、過去1年以内に竣工検査を受けた工事に限定しているが、ICT活用が可能な工事が少ない地区もあるため、加点対象となる工事を過去1年から2年以内に延長していただきたい。
- 23 新築工事に関わった企業は建築物の特性や周辺事情を熟知しており円滑な工事施工が期待できるため、改修や維持補修工事においては当該建築物の新築工事を受注した企業を施工能力の項目で上乘せ評価していただきたい。



### 3 地域の守り手育成方式について

地域の守り手育成方式の運用について、課題と捉えていることや意見について伺います。

#### 【課題】

地域の守り手育成方式の課題は、当協会が以前から指摘しているとおおり、以下の3点であり、早急な制度改正による課題の解決を望みます。

#### (1) 県施設の維持補修及び災害対応実績のない企業の入札参加

この制度は、県施設の維持補修や災害対応を担う中小規模の「地域の守り手」企業が、総合評価制度における持ち点の固定化により工事を受注できず存続が危ぶまれている現状を踏まえ、このような企業が安定的に受注できるよう、建設業界として指名競争入札制度の復活を求めたことにより創設された制度であると認識しております。

しかし、入札参加資格要件である公共施設の維持補修や災害対応の実績として、県施設以外に国や市町村施設の実績も認めていることで、県施設の実績がある企業が落札できず、県施設の維持補修等の実績や工事の受注実績のない企業が低価格で落札するケースが多く見受けられ、県に対する貢献への評価は軽視され、今や「地域の守り手育成方式」ではなく「新規参入推進型方式」とも呼ぶべき制度になっております。

昨年度より、実績・経験、地域貢献の2点が選考基準に加えられたところではありますが、選考基準は非公表であり選考の実態が不透明なまま、依然として市町村施設の実績しかない企業が入札に参加し、落札する工事が引き続き散見されております。

(資料2)

このことは、これまで当協会が指摘してきたとおおり、本来育成されるべき、高度な技術と使命感を持って県施設の維持補修等に携わってきた企業を弱体化させる一方で、これまで県施設の維持補修等の経験のない企業が、この制度で工事を落札したとしても、今後県施設の維持管理を担っていく保証もないことから、このままでは県施設の維持管理体制が崩壊しかねない危険性をはらんでおり、早急な解決を求めます。

また、地域の守り手育成方式による入札の実施件数が地域によって大きく異なり、1件も実施していない事務所もあります。(資料2)このような状況では県内各地域の事情も踏まえた制度は構築できないと考えます。試行回数を増やし、制度の可否をしっかりと検証する必要があります。

#### (2) 入札参加可能な格付け等級の未設定

本来、入札制度においては、格付け等級は企業の技術力を評価する重要な指標として、入札方式を問わず一体的に運用される必要があります。このため、条件付き一般競争入札(総合評価方式を含む)においては、工事規模により参加可能な格付け等級を定め、技術力の低い企業が高度な技術を必要とする工事を落札することがないようにしています。

しかし、現在の地域の守り手育成方式では、格付け等級による参加資格の縛りがないため、技術力の低い企業が落札することで工事品質の低下が懸念されますので、条件付き一般競争入札と同様に格付け等級の縛りを設けるべきと考えます。

#### (3) 内申企業数、指名企業数が多い

県内の建設企業数は方部によって大きく差があり、喜多方や南会津地域は非常に企業数が少ない状況にあり、現在の内申12社以上、指名9社以上では地域の守り手育成方式が成り立ちません。昨年度より特例として内申9社以上、指名7社以上に減ずることが可能となりましたが、根本的な解決になっていません。

「指名7社以上」の規定は、平成18年以前に適用されていた指名競争入札実施要領における、「指名数はできるだけ7社以上とする」とした規定を参考にしたものであり、事業者数が大幅に減少している現状に合っておりません。

地域の守り手を育てる制度において、廃止された過去の規定に縛られ工事施工個所から離れている企業や技術力に不安のある企業を指名し数合わせを行うべきではありません。「地域の守り手育成方式」の本来の意義に立ち返り、内申企業数と指名企業数を見直す必要があります。

## 【意見】

以上の課題を踏まえ、以下の通り要望いたします。

- 1 現在の試行要領においては、国・県・市町村いずれかの災害対応や維持補修業務等の実績があることが資格要件となっているが、業務の負担が大きく高い技術力を要する県管理施設に係る除雪作業、災害対応、維持補修業務に資格要件を限定していただきたい。  
また、資格要件を限定しないとしても、県管理施設に係る災害対応や維持補修業務等を担っている企業、特に工事発注箇所と同一市町村において業務を担っている企業が優先的に受注できる制度としていただきたい。
- 2 試行要領においては、設計金額にかかわらず全ての格付け等級の企業が選定可能となっているが、品質確保の観点から条件付一般競争入札と同様に金額に応じ参加可能な格付け等級を定めるなど、明確な参加資格の設定をお願いしたい。
- 3 企業の少ない地域ほど、この制度を活用した「地域の守り手」育成が求められていることを踏まえ、内申企業数の下限を地域の実態に応じて5社程度までに引き下げ、県内全域での制度活用を可能としていただきたい。その他の地域にあっても地域性や技術的適性を配慮した適切な企業選定が可能となるよう、内申企業数や指名企業数を柔軟に設定できるようにしていただきたい。
- 4 選考理由を明確化するため、現在非公表となっている内申及び指名企業の選考基準の運用方法については、透明性確保の観点から公表としていただきたい。
- 5 本格運用に向け、地域の実情に合ったより良い制度に改正していくため、管内毎の試行回数の差をなくし、県内各地の事情により異なる効果や課題をしっかりと検証していただきたい。
- 6 制度全般における福島県建設業協会の要望を反映したうえで、地域の守り手育成方式の適用範囲を土木・農林水産部以外の他部局に拡大するとともに、金額帯を現在の3千万円未満から5千万円未満に引き上げていただきたい。

## 第2 建設業界を取り巻く社会情勢や課題について

### 1 働き方改革の取り組み状況について

長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現に向けどのように取り組んでいるか伺います。

#### 1 長時間労働の是正

建設業界においては、今年度から開始された罰則付き時間外労働規制や、公共工事における週休2日確保工事に対応するため、多くの企業が休日や就業規則の見直しを進めています。建設業協会といたしましても、労働局や社会保険労務士等からのアドバイスをいただきながら、働き方改革に関するQ&Aの作成や、標準的な年間就業日カレンダーの作成などの対応を行い、円滑に時間外労働規制に対応していけるよう会員企業を支援しています。

時間外労働規制に対応するための課題としては、週休2日に対応できる工期の確保、工期の長期化により現場管理経費が上昇するなかでの適正利潤の確保です。公共工事においても、週休2日に対応した工期設定の見直しが行われておりますが、昨今の猛暑などの気候変動の影響で実質工期は十分ではありません。市町村工事における週休2日工事の普及の遅れも課題です。また民間建築工事は施主の事情により依然として必要な工期が十分に確保されていない工事が多いため、建築部門の技術者の長時間勤務がなかなか是正されない現状があります。

公共工事においては、経費の増化に対応する現場管理費の補正も行われていますが、実際の現場経費の増加を十分カバーできておらず、安全活動や後片付けなどの時間を考慮していない一日8時間稼働を前提とした積算歩掛や、競争の激化から低下した落札率もあり利潤が減少しており、企業経営を圧迫しております。このような状態が続けば、働き方改革を引き金とした倒産が発生し県内建設業のさらなる人手不足を招き、従業員の長時間労働につながる悪循環に陥りかねません。

このような課題に対応するためには、市町村工事を含めた公共工事における適正工期確保はもちろん、民間工事における適正工期確保に向けた指導、工事現場の実態に合った積算基準や単価の見直し、最低制限価格の引き上げなどの対策が急務です。

#### 2 多様で柔軟な働き方の実現

建設業の担い手不足が続く中で、子育てや介護などの個人的事情に伴う離職の防止や、女性が一層活躍できる職場づくりが急務となっております。このため、会員企業では、短時間勤務やフレックスタイム、男性の育児休暇取得制度の導入により、子育てや介護をしながら仕事が続けられる勤務条件を整備しており、国の「くるみん」「えるぼし」等の認定を受ける企業も増えています。

しかし、現場への常駐が基本である技術職・技能職はこのような勤務形態がもともと困難で、担い手不足が今後も解消されなければこのような取り組みも進みません。

また、労働時間の減少による収入の減少も課題です。設計労務単価の引き上げなど建設業従事者のさらなる処遇改善、ICTの活用や書類の簡素化による生産性向上、担い手確保などに関する行政の強力な支援が必要です。

## 2 技術者の高齢化や労働者不足について

今後、技術者の高齢化や労働力不足が見込まれる中、技術者や労働者の確保についてどのように取り組まれているのか伺います。

少子高齢化や過疎化が進む中で、建設業の担い手不足は一層深刻な状況で、会員企業の求人に対する充足率は18%程度で、求人を行っても新入社員が一人も確保できていない企業も多数あります。このため、60歳以上の労働者の占める割合も増加しており、高齢化が進み、技術の伝承もままならない状況で、今後建設業が社会的要請に答えていく上で、担い手の確保は最重要の課題となっています。

このため、建設業協会としてはこれまでも高校生や大学生に対する現場見学会や就職ガイダンスの開催等を行ってきましたが、近年はその活動の対象を農業高校や普通高校などに広げるとともに、さらに低年齢層の小中学生や親世代に対しても、建設業の現状を伝え将来の職業の選択肢として考えていただくため、「Out of KidZania」などの職業体験活動などを実施しているところでもあります。さらに今年度からは、県内の道の駅において建設業PRビデオの放映や、重機試乗などの建設業体験イベントなどを組み合わせた広報事業「知ってほしい。ふくしまの建設業のこと」を実施するなど、幅広い世代に対する担い手確保の取り組みを進めているところです。

技術者の育成も重要です。建設業協会では、初任者研修や中堅技術者を対象とした技術研修に力を入れており、現場技術者に必要な知識を身に着けていただくこととしています。このことは技術者同士の交流や離職防止にも役立っています。

技能者の育成については、主に建設産業団体連合会傘下の専門工事業団体における取り組みとなりますが、高等技術専門校や職業訓練校にて実施する教育に加え、地域によっては廃校を活用した独自の議場者育成など、新たな動きも広がりつつあります。また、外国人技能実習生制度の見直しを契機に、外国人労働者の活用を進める動きもありますが、言語や生活習慣の違いの問題にどう対応するかが今後の課題となっております。

担い手確保の課題としては、労働者の待遇改善が挙げられます。震災前の公共事業削減の影響で極端に低下した労務単価は近年上昇に転じているとはいえ、いまだに製造業の平均額を下回るレベルの賃金では、屋外での作業が多い労働環境に見合うものとはいえ、担い手確保を進めるためには労働者の抜本的な待遇改善が必要です。

しかし、前年度の施工実績をベースにした積算による予定価格を上限とした契約方式により資材価格上昇などに伴う価格転嫁も困難な中で、企業単独で大幅な労働者の賃上げを行うことは困難であり、設計労務単価の引き上げや現場実態に合った積算歩掛の見直し等により、適正な利潤が確保できるよう予定価格を引き上げ、企業が健全な経営のもと、積極的な賃上げが可能となるよう誘導していく必要があります。

また、建設業に対するイメージアップも課題です。根強く残る「きつい、汚い、危険」な3K産業であるという先入観を払拭し、「給料が良い、休暇がとれる、希望がもてる、かっこいい」の新4K産業に変わりつつある建設業の現状を一般の方々に知っていただく必要があります。また、災害から地域を守る「地域の守り手」としての活躍や、インフラの整備・維持管理を担うエッセンシャルワーカーとしての社会的重要性をアピールしていく必要があります。行政と業界が連携しながら、積極的に広報活動に取り組んでいく必要があります。

### 3 新技術の活用について

作業の効率化等への対応として新技術の活用が進められておりますが、貴協会の取り組み等について伺います。

国土交通省では、工事現場の生産性向上を目的とした IT 技術の導入である「i-construction」を推進しており、GPS と IT 機器を活用した測量、自動制御運転による工事車両操作などが普及しつつあり、現場の人手不足や経験不足をカバーできるものと期待されております。

また、3次元座標データによる測量設計である「BIM/CIM」、現場を遠隔地から監視できる遠隔臨場、書類の自動作成ソフトの活用などの「建設 DX」の導入により、現場技術者の負担軽減につながっています。

このような新技術の導入を進めるため、当協会では国土交通省や県の支援のもとに ICT や建設 DX に関する研修を積極的に実施しており、ベンダー企業の紹介や I T 導入に関する補助金の獲得に対するアドバイスも行っています。これにより会員企業の I T 活用は急速に進んでおります。

課題としては、I T 導入に対する初期費用の確保があります。中小企業にとっては高価な I T 機器の導入費用が大きな負担になっておりますが、国の補助金はハードルが高いものが多く活用が難しいことから、福島県に要望し I T 機器導入の初期費用に充てられる県独自の補助金を設けていただきました。この補助金は大変好評であり、今後もこの補助金の継続、充実を図っていただきたいと考えております。

また、I T 機器を扱える人材の確保も課題です。当協会では、建設業における I T の活用状況を様々な方にアピールし人材確保につなげたり、I T に関する研修を積極的に実施しているところであり、今後も国・県の支援をいただきながら、人材の育成・確保に努めていきたいと考えております。

一方で、IT 技術導入以外の新技術、新工法の導入には課題があります。業界としては、積極的にこれらを導入し効率的に工事を行い人手不足に対応したいのですが、新技術はどうしても在来技術より施工費が高価となる傾向があり、受注後に新工法の採用について監督員と協議しても、経済比較により割高になるという理由で採用にならないことが多くあります。今後新技術を積極的に導入し、現場の生産性を高めていくためには、発注機関や会計検査院など監督省庁の理解が不可欠と考えます。

### 第3 その他

- 1 近年、自然災害が頻発かつ激甚化する状況にあり、能登半島地震においても建設業の作業員等の不足により復旧に遅れが生じているとの報道がありますが、災害発生に対する備えや対応等の取り組みについて伺います。

災害時の対応については、平成8年に各建設事務所長と締結した「災害時における応急対策業務の支援に関する協定」に基づき、長年、会員企業が福島県管理施設の早期復旧に昼夜を問わず努力しております。

さらに近年、災害が頻発化・激甚化していることから、令和4年に土木部長と「災害時における応急対策業務の広域的な支援に関する協定」を新たに締結し、支部の範疇を超えた相互支援により大規模災害に対応する新たな仕組みを構築いたしました。その後も、資材の備蓄方法や指示命令系統等を当協会BCP（事業継続計画）に定め、昨年度からはラインワークスによる緊急時連絡体制を整備するなど、よりスピーディな災害対応が可能となるよう努めております。

また、当協会では昨年5月に災害対策基本法に基づく「指定地方公共機関」として福島県の指定を受けました。このことは、災害対応に長年尽力してきた会員企業の成果であり、当協会の地域の守り手としての公共性や、社会的役割が認知されたものと考えております。

そのほかにも、令和4年に伊達市及び飯舘村で県内初となる高病原性鳥インフルエンザが発生した際には、会員企業が「家畜伝染病における防疫対策業務に関する協定」に基づく福島県からの実施要請に応じ迅速に家禽の埋却作業等に従事し、事態の収束に大きく貢献しました。その後も各農林事務所と養鶏場の現地確認を行ったり、県畜産課と防疫対策上の課題について定期的に意見交換を行うなど、今後とも迅速に県の要請に応えられるよう不断の努力を続けております。

このような努力も、会員企業が健全経営により存続していけることが大前提であり、入札制度においては、このように大規模災害時の広域支援や家畜伝染病に関する協定を締結し、福島県の安全・安心を支えている企業には、一般的な災害支援協定とは差別化した加点を行うなど、適正な評価を強く望みます。

**2 近年、資材費の高騰や材料調達に時間がかかるなどの課題について、どのような対応をしているかについて伺います。**

令和4年に始まったロシアのウクライナ侵攻に端を発し、木材や鋼材などの主要土木資材が軒並み高騰する事態が発生し、現在もコンクリートやアスファルトなどの資材や、重機賃料等が人件費や燃料費の価格転嫁を受ける形で上昇しています。

このような急激な物価上昇が生じた場合、建設会社では発注者に対し物価スライド条項に基づく協議を行い、資材等単価の上昇に見合う増額対応を求めることとなりますが、現在のところ国や県発注工事については問題なく対応していただいております。

しかし、スライド条項による変更契約の場合、単価上昇分の費用のうち工事費の1%～1.5%分は請負者負担となることや、手続きの煩雑さにより請負者の負担が大きいものになっています。また市町村工事ではスライド協議に難色を示されたり、民間工事ではそもそも契約約款におけるスライド条項がなく協議に応じてもらえない場合もあり、標準請負約款におけるスライド条項の義務付けなどの行政からの働きかけが必要です。

材料調達については、現在建築工事の内装品関係は輸入品が多く、新型コロナ蔓延時期には納期が読めない資材が相当発生しました。現在の流通体制はやや落ち着きを見せていますが、今後もそのような事態が発生した場合には、繰り越し措置等による柔軟な対応を取っていただけるようお願いいたします。

**3 建設業における課題に技術者の高齢化や担い手不足がありますが、今後の事業や技術力の継承にどのように取り組んでいくか伺います。**

第2の2に記載したとおりです

○維持補修実績等の有無及び完工高からみた総合評価方式入札落札者の内訳(R1とR3,R4,R5比較)

資料-1

(維持補修実績等の有無: 県管理施設の維持補修委託契約、災害時応援協定締結、災害時出動実績のいずれかの有無をいう)

総合評価方式(一般土木)

注:JV及び県外企業落札件数・金額除く

維持補修実績等の有無	直前年平均完工高	R1		R3		R4		R5		全体の受注件数に占める構成比				全体の当初契約額に占める構成比			
		受注件数	当初契約額(千円)	受注件数	当初契約額(千円)	受注件数	当初契約額(千円)	受注件数	当初契約額(千円)	R1	R3	R4	R5	R1	R3	R4	R5
維持補修実績等あり	直前完工高10億円以上	236	41,132,347	243	33,398,968	219	24,269,181	328	36,444,051	36.2%	30.9%	30.4%	37.4%	62.4%	48.1%	49.4%	59.0%
	直前完工高5億円以上10億円未満	134	12,364,321	171	13,153,886	162	10,092,835	200	11,180,026	20.6%	21.7%	22.5%	22.8%	18.7%	19.0%	20.5%	18.1%
	直前完工高5億円未満	230	10,929,529	258	17,269,969	208	9,891,416	228	9,540,757	35.3%	32.8%	28.8%	26.0%	16.6%	24.9%	20.1%	15.5%
維持補修実績等なし		52	1,537,975	115	5,545,695	132	4,882,768	122	4,573,375	8.0%	14.6%	18.3%	13.9%	2.3%	8.0%	9.9%	7.4%
合計		652	65,964,172	787	69,368,518	721	49,136,201	878	61,738,208	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

総合評価方式(舗装)

注:JV及び県外企業落札件数・金額除く

維持補修実績等の有無	直前年平均完工高	R1		R3		R4		R5		全体の受注件数に占める構成比				全体の当初契約額に占める構成比			
		受注件数	当初契約額(千円)	受注件数	当初契約額(千円)	受注件数	当初契約額(千円)	受注件数	当初契約額(千円)	R1	R3	R4	R5	R1	R3	R4	R5
維持補修実績等あり	直前完工高3億円以上	66	3,184,534	87	7,315,252	62	3,809,596	81	5,108,673	30.3%	26.2%	28.8%	35.7%	39.9%	36.1%	33.0%	44.7%
	直前完工高1億円以上3億円未満	96	3,542,349	122	7,468,041	76	4,330,686	93	4,287,617	44.0%	36.7%	35.3%	41.0%	44.4%	36.9%	37.5%	37.6%
	直前完工高1億円未満	52	1,188,338	107	4,875,844	64	3,083,649	45	1,832,409	23.9%	32.2%	29.8%	19.8%	14.9%	24.1%	26.7%	16.1%
維持補修実績等なし		4	66,752	16	593,569	13	325,460	8	187,793	1.8%	4.8%	6.0%	3.5%	0.8%	2.9%	2.8%	1.6%
合計		218	7,981,974	332	20,252,706	215	11,549,391	227	11,416,492	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

【一般土木】

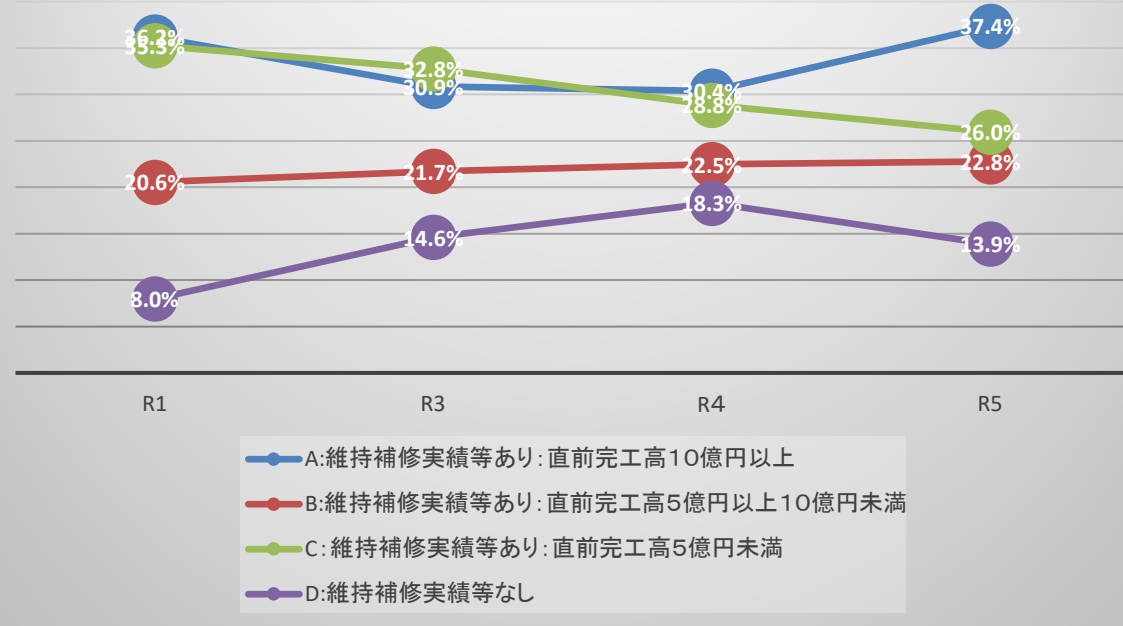
- A:維持補修実績等あり:直前完工高10億円以上
- B:維持補修実績等あり:直前完工高5億円以上10億円未満
- C:維持補修実績等あり:直前完工高5億円未満
- D:維持補修実績等なし

【舗装】

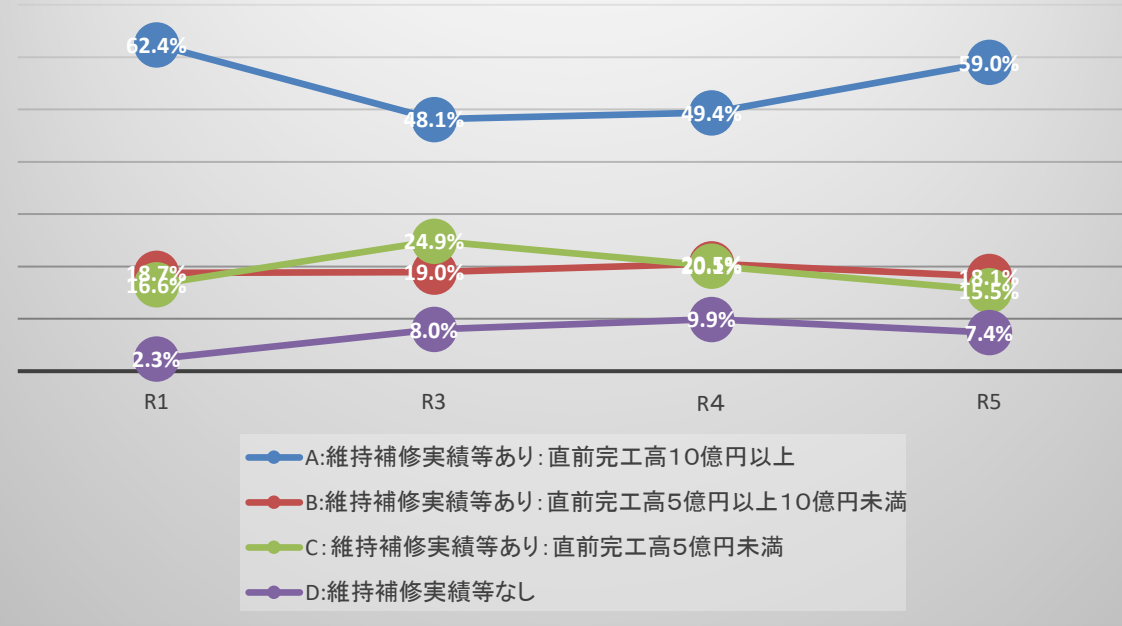
- A:維持補修実績等あり:直前完工高3億円以上
- B:維持補修実績等あり:直前完工高1億円以上3億円未満
- C:維持補修実績等あり:直前完工高1億円未満
- D:維持補修実績等なし



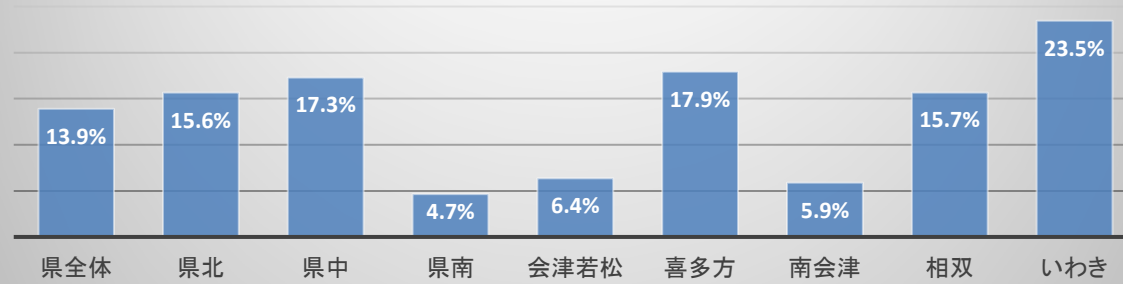
### 総合評価(一般土木)における維持補修等実績のない企業の落札状況 (全体の受注件数に占める割合)



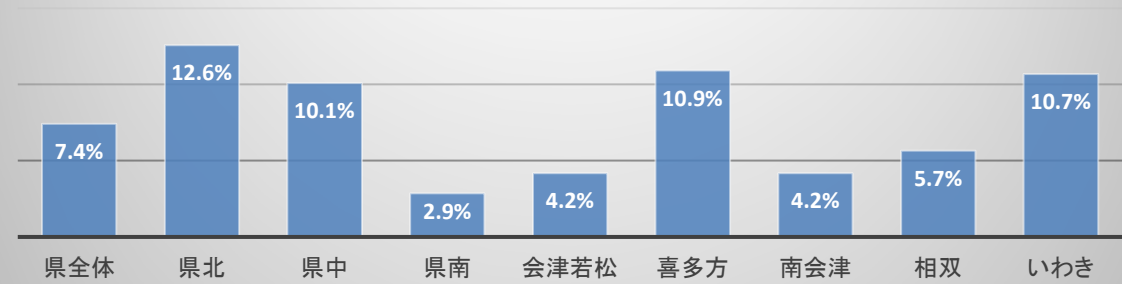
### 総合評価(一般土木)における維持補修等実績のない企業の落札状況 (全体の受注金額に占める割合)



### 維持補修等実績のない企業の受注件数が 全体件数に占める割合の管内別比較 (一般土木)

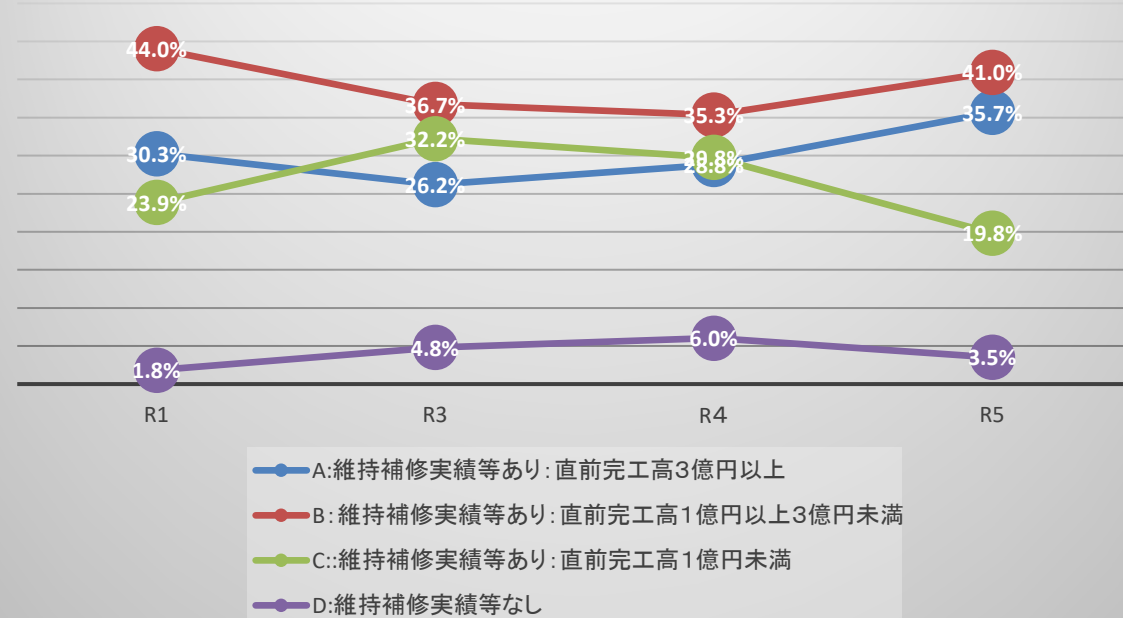


### 維持補修等実績のない企業の受注金額が 全体受注額に占める割合の管内別比較 (一般土木)

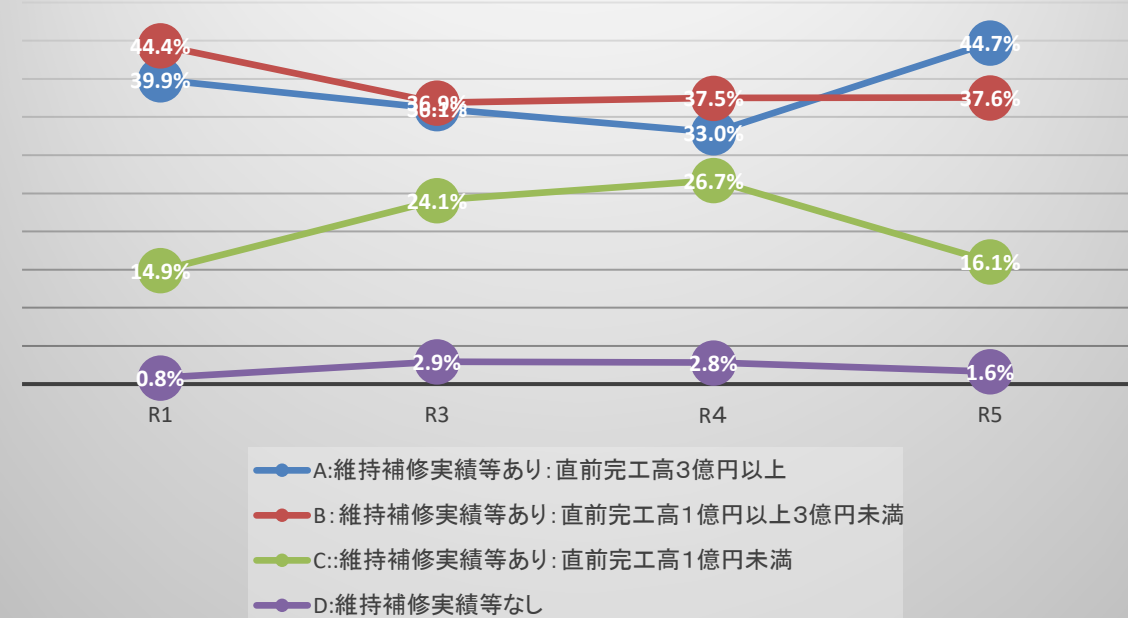


- ・維持補修等実績のない企業が落札する割合は、R%は制度改変以来初めて減少に転じたが、依然として約14%と、制度改変前の8%に対し2倍程度となっている。
- ・維持補修等実績のある企業のうち、完工高が5億円以下の企業が年々受注件数・金額ともに減少しており、制度改変のあおりを受けて経営悪化が進んでいることが危惧される。
- ・管内別では、県北、県中、喜多方、いわき管内において維持補修等実績のない企業が落札する割合が高くなっており、落札企業数は減少しているものの固定化が進んでいる。

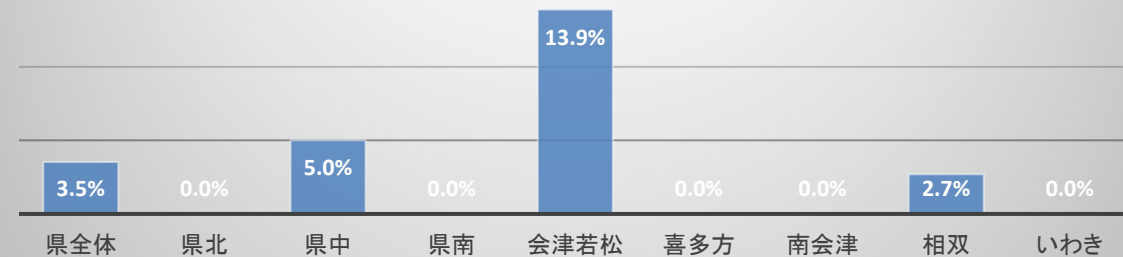
### 総合評価(舗装)における維持補修実績績のない企業の落札状況 (全体の受注件数に占める割合)



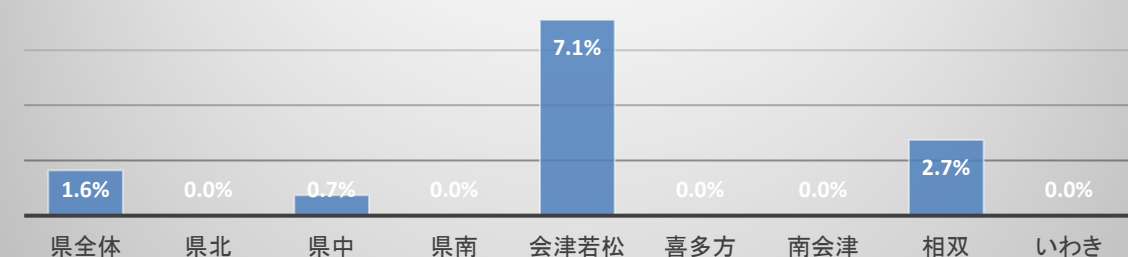
### 総合評価(舗装)における維持補修等実績のない企業の落札状況 (全体の受注金額に占める割合)



### 維持補修等実績のない企業の受注件数が全体件数に占める割合の管内別比較 (舗装)



### 維持補修等実績のない企業の受注金額が全体受注額に占める割合の管内別比較 (舗装)



- ・維持補修等実績のない企業が落札する割合は、R%は制度改変以来初めて減少に転じたが、依然として約3.5%と、制度改変前の1.8%に対し2倍程度となっている。
- ・維持補修等実績のある企業のうち、完工高が1億円以下の企業が年々受注件数・金額ともに減少しており、制度改変のあおりを受けて経営悪化が進んでいることが危惧される。
- ・管内別では、会津若松管内において維持補修等実績のない企業が落札する割合が高くなっており、落札企業数は減少しているものの固定化が進んでいる。

資料一2

○令和5年度地域の守り手育成方式入札結果の分析結果(名簿等級・県維持補修実績等(注1)の有無)

(注1)県維持補修実績等の有無:県管理施設の維持補修委託契約、災害時応援協定締結、災害時出動実績のいずれかの有無をいう

【一般土木】

県維持補修実績等の有無	名簿等級	受注件数	当初契約額(円)	全体の受注件数に占める構成比	全体の当初契約額に占める構成比
維持補修実績等あり	A	61	836,421,894	77.2%	83.1%
	B	4	60,489,000	5.1%	6.0%
	CまたはD	0	0	0.0%	0.0%
	<b>合計</b>	<b>65</b>	<b>896,910,894</b>	<b>82.3%</b>	<b>89.1%</b>
維持補修実績等なし	A	7	55,178,310	8.9%	5.5%
	B	7	54,762,070	8.9%	5.4%
	CまたはD	0	0	0.0%	0.0%
	<b>合計</b>	<b>14</b>	<b>109,940,380</b>	<b>17.7%</b>	<b>10.9%</b>
<b>合計</b>		<b>79</b>	<b>1,006,851,274</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>

【舗装】

県維持補修実績等の有無	名簿等級	受注件数	当初契約額(円)	全体の受注件数に占める構成比	全体の当初契約額に占める構成比
維持補修実績等あり	A	9	180,164,600	69.2%	87.7%
	B	1	4,840,000	7.7%	2.4%
	CまたはD	0	0	0.0%	0.0%
	<b>合計</b>	<b>10</b>	<b>185,004,600</b>	<b>76.9%</b>	<b>90.0%</b>
維持補修実績等なし	A	2	12,202,740	15.4%	5.9%
	B	1	8,248,790	7.7%	4.0%
	CまたはD	0	0	0.0%	0.0%
	<b>合計</b>	<b>3</b>	<b>20,451,530</b>	<b>23.1%</b>	<b>10.0%</b>
<b>合計</b>		<b>13</b>	<b>205,456,130</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>

【一般土木】管内別内訳

管内名	落札率	全体		維持補修実績あり				維持補修実績なし			
		件数	契約額(円)	件数	契約額(円)	比率(件数)	比率(契約額)	件数	契約額	比率(件数)	比率(契約額)
県北	93.9%	5	45,523,060	4	39,225,010	80.0%	86.2%	1	6,298,050	20.0%	13.8%
県中	92.0%	6	49,441,920	3	23,239,370	50.0%	47.0%	3	26,202,550	50.0%	53.0%
県南	96.7%	14	147,295,500	11	123,739,000	78.6%	84.0%	3	23,556,500	21.4%	16.0%
会津若松	92.8%	7	43,999,890	5	35,029,610	71.4%	79.6%	2	8,970,280	28.6%	20.4%
喜多方	92.0%	1	25,743,300	1	25,743,300	100.0%	100.0%	0	0	0.0%	0.0%
南会津	96.8%	43	649,967,604	38	605,054,604	88.4%	93.1%	5	44,913,000	11.6%	6.9%
相双	0.0%	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%
いわき	97.3%	3	44,880,000	3	44,880,000	100.0%	100.0%	0	0	0.0%	0.0%
<b>合計</b>	<b>96.1%</b>	<b>79</b>	<b>1,006,851,274</b>	<b>65</b>	<b>896,910,894</b>	<b>82.3%</b>	<b>89.1%</b>	<b>14</b>	<b>109,940,380</b>	<b>17.7%</b>	<b>10.9%</b>

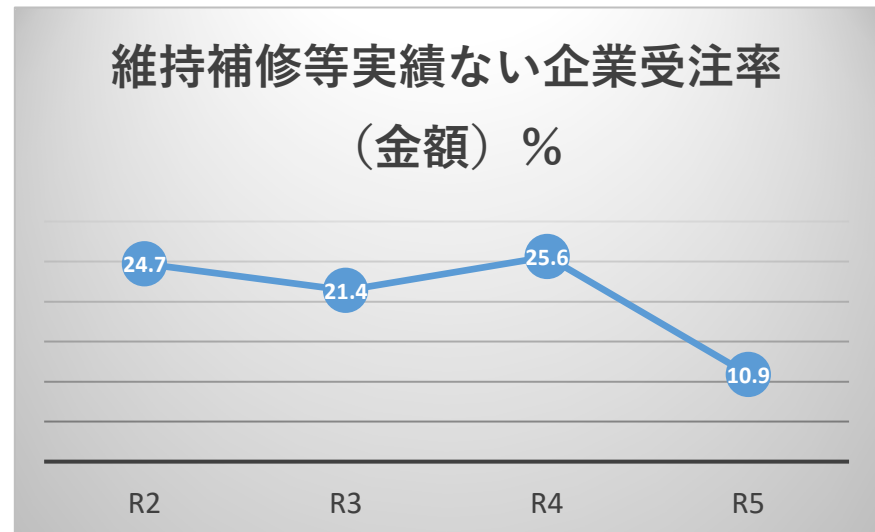
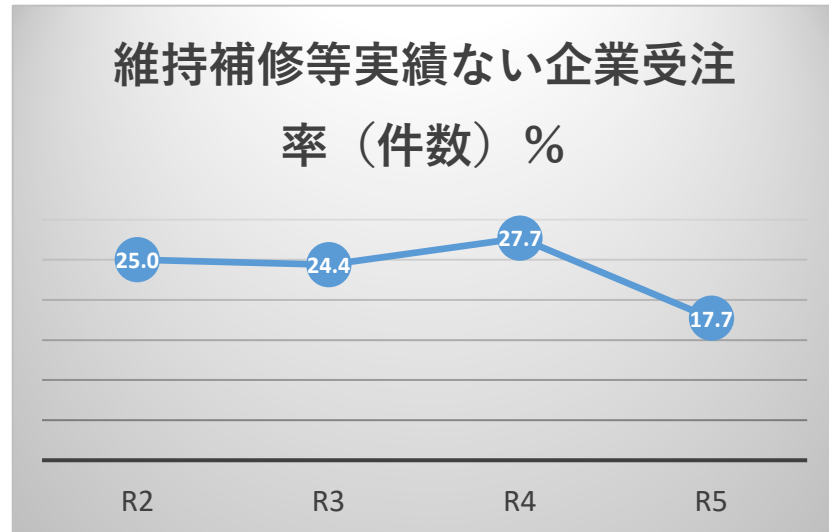
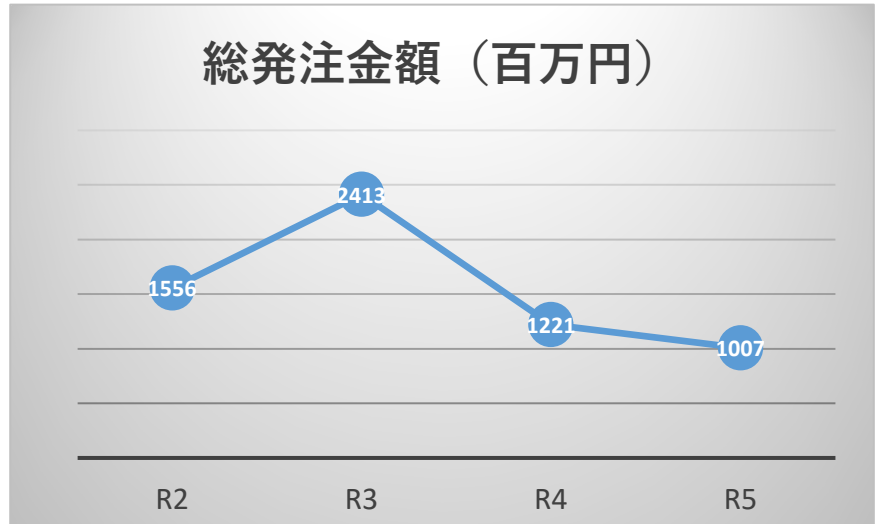
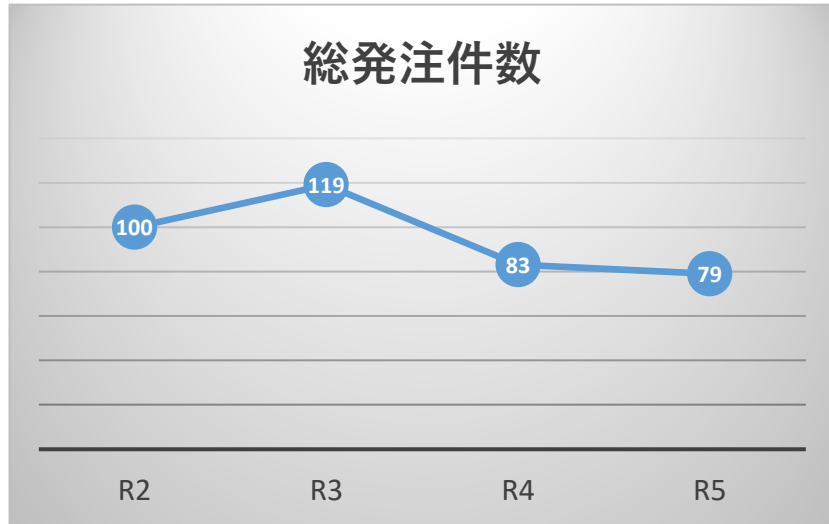
【舗装】管内別内訳

管内名	落札率	全体		維持補修実績あり				維持補修実績なし			
		件数	契約額	件数	契約額	比率(件数)	比率(契約額)	件数	契約額	比率(件数)	比率(契約額)
県北	0.0%	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%
県中	0.0%	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%
県南	92.0%	2	42,049,480	2	42,049,480	100.0%	100.0%	0	0	0.0%	0.0%
会津若松	92.4%	1	2,852,740	0	0	0.0%	0.0%	1	2,852,740	100%	100%
喜多方	94.0%	2	13,088,790	1	4,840,000	50.0%	37.0%	1	8,248,790	50.0%	63.0%
南会津	90.3%	5	102,123,120	5	102,123,120	100.0%	100.0%	0	0	0.0%	0.0%
相双	0.0%	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%
いわき	94.1%	3	45,342,000	2	35,992,000	66.7%	79.4%	1	9,350,000	33.3%	20.6%
<b>合計</b>	<b>93.8%</b>	<b>13</b>	<b>205,456,130</b>	<b>10</b>	<b>185,004,600</b>	<b>76.9%</b>	<b>90.0%</b>	<b>3</b>	<b>20,451,530</b>	<b>23.1%</b>	<b>10.0%</b>

○令和2～5年度における地域の守り手育成方式入札結果の分析結果まとめ

一般土木

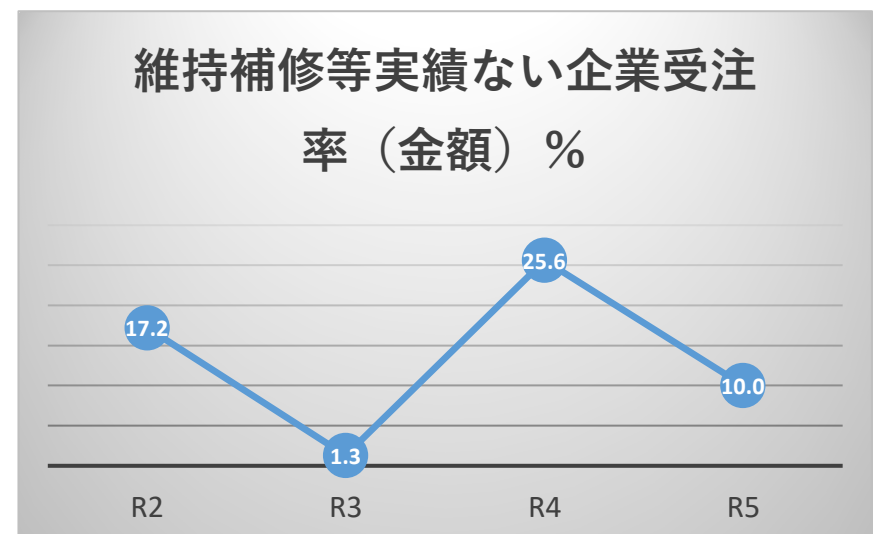
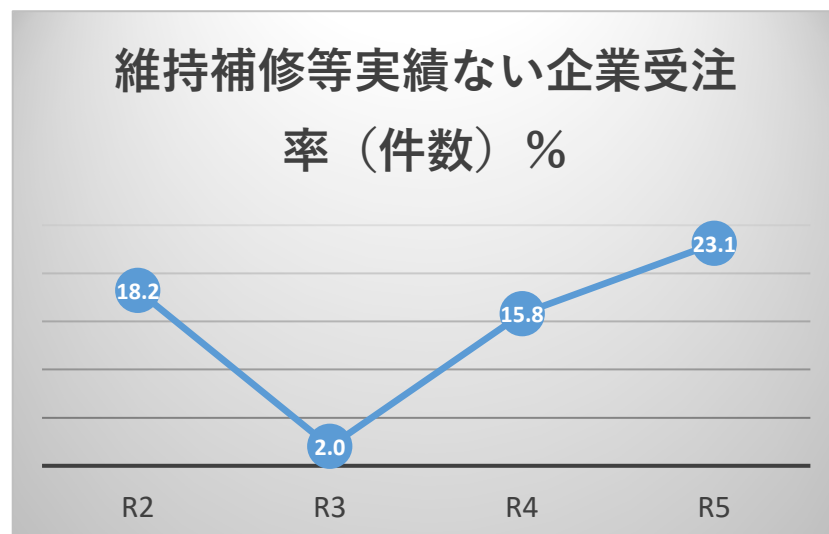
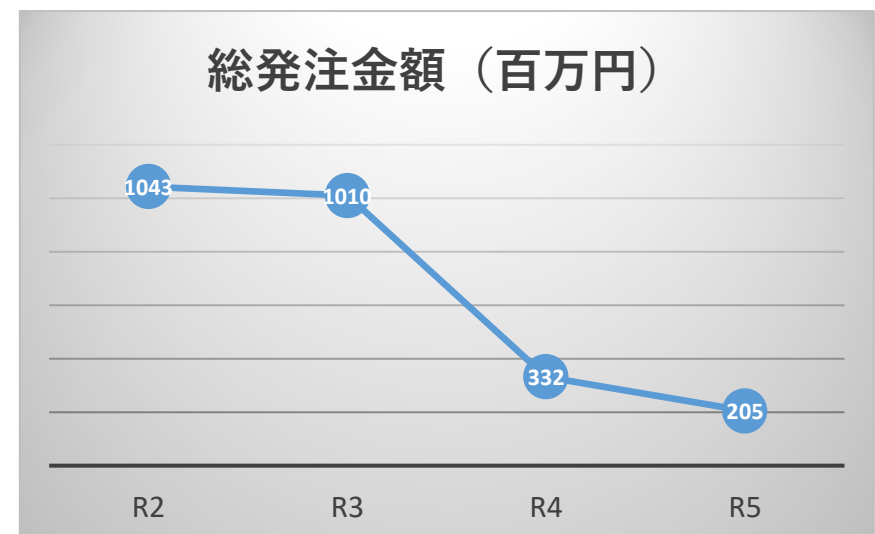
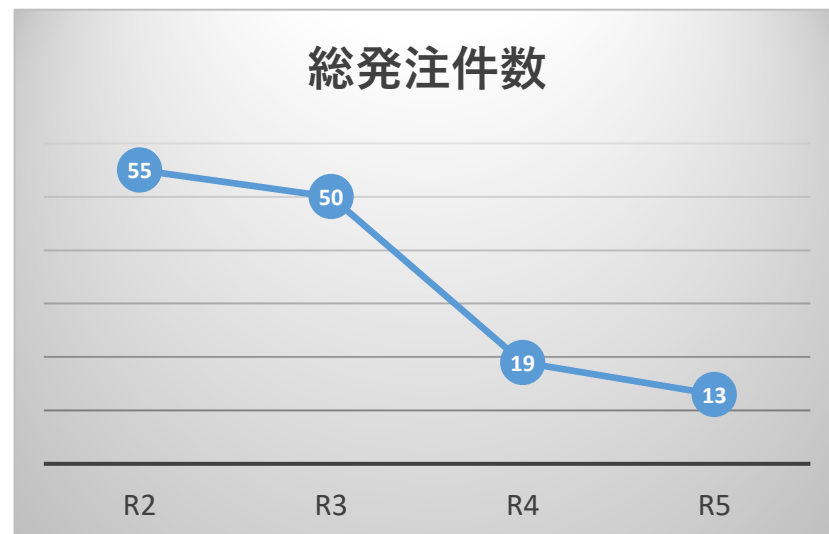
項目	R2	R3	R4	R5
総発注件数	100	119	83	79
総発注金額(百万円)	1556	2413	1221	1007
維持補修等実績ない企業受注率(件数)%	25.0	24.4	27.7	17.7
維持補修等実績ない企業受注率(金額)%	24.7	21.4	25.6	10.9



- ・装発注件数、金額ともR4以降大幅に減少。事務所ごとの発注件数にばらつきがみられる。(R5年度:南会津43件、相双0件、喜多方1件)
- ・維持補修等実績ない企業受注率はR4までと比べR5は大幅に下落。企業数も減少。何らかの要因で受注意欲が低下した企業が存在か。

舗装

項目	R2	R3	R4	R5
総発注件数	55	50	19	13
総発注金額(百万円)	1043	1010	332	205
維持補修等実績ない企業受注率(件数)%	18.2	2.0	15.8	23.1
維持補修等実績ない企業受注率(金額)%	17.2	1.3	25.6	10.0



- ・装発注件数、金額ともR4以降大幅に減少。発注件数が0件の事務所が相当数存在。(県北、県中、相双が0件)
- ・維持補修等実績ない企業受注率はR3は0件となったが、R4・R5は再度上昇。特定の企業が複数回受注しており固定化の傾向。